

窓口のご案内

○ 商工労働部雇用推進室労働環境課（労働相談センター）

大阪府労働相談センターでは、労働者、使用者からの相談を電話、面談及びオンラインによりお受けしています。

相談窓口	所在地	利用時間	電話番号
労働相談センター	〒540-0033 大阪市中央区石町 2-5-3 大阪府立労働センター （エル・おおさか） 南館 3 階	【日常相談】 月曜日～金曜日 午前 9 時～12 時 15 分 午後 1 時～6 時 【夜間相談】 毎週木曜日 午後 8 時まで	【労働相談】 06-6946-2600 【セクハラ・女性相談】 06-6946-2601 ※ ご希望により女性相談員の対応も可能です。 【特別労働相談（要予約）】 弁護士・社会保険労務士による相談 06-6946-2600 【職場のメンタルヘルス専門相談（要予約）】 医師・臨床心理士・産業カウンセラー による相談 06-6946-2600 【オンライン相談】 「オンライン労働相談予約システム」から予約  【チャットボットによる相談】  【外国語の通訳による労働相談（要予約）】 英語、中国語、ベトナム語等の通訳を交えての 相談 06-6946-2600

○ 大阪府労働委員会

大阪府労働委員会では、集団的労使関係における労働争議の調整(あっせん・調定・仲裁)、不当労働行為の審査、労働組合の資格審査等を実施しています。

労働委員会の業務は、労働組合法、労働関係調整法をはじめ関係法令に基づいて行われています。

労働委員会の業務

(1) 労働争議の調整《調整機能》

委員会における労働争議の調整(あっせん・調停・仲裁)を通じて、争議の円満な解決の援助を行うこと

(2) 不当労働行為の審査《審査機能》

簡易、迅速な手続によって、実質的に団結権を保障するべく、不当労働行為の事実の存否を判断し、原状回復のための救済措置を行うこと

(3) 公益事業の争議行為の予告通知に関すること

(4) 労働争議の実情を調査すること

(5) 労働組合の資格審査に関すること

※労働組合の活動内容等の「認証」を行うものではありません。

(6) 地方公営企業等における非組合員の範囲の認定に関すること

(7) 労働協約の地域的拘束力を決議すること

労働委員会はこのような仕事を通じて、集団的な労使関係の円滑化を図る役割を担っています。

〒540-0031 大阪府中央区北浜東 3-14 大阪府立労働センター(エル・おおさか)8階

TEL 06-6941-7191 FAX 06-6941-7127